


所管部課	子育て支援部 子育て支援課	部長	吉沢 寿子		
件名	東大和市児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則について		区分	○	
			1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市児童育成手当条例 東大和市における個人番号の利用等に関する条例 東大和市における個人番号の利用等に関する条例施行規則			
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>社会保障・税番号制度における情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携により、地方税関係情報の照会を行うための本人同意様式の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>①第1号様式(第7条関係)、第8号様式(第13条関係)「同意欄」中「必要な所得状況」又は「所得状況」を「必要な所得情報(地方税関係情報を含む。)」に改める。</p> <p>②同様式「(注2)」中「署名することができます。」を「署名することができます(マイナンバー制度による情報連携の場合は、署名に限る。)。ただし、代理人が署名する場合は、本人からの委任状を添付してください。」に改める。</p> <p>③第8号様式(第13条関係)中に、配偶者の署名欄を設ける。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>公布の日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>別様式となっている同意書の添付が不要となる。</p>					
<p>2. 経過(現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項(問題点等)</p> <p>特になし。</p>					
<p>4. 主管部処理案(検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。